

ている。この點強制栽培制度研究に新分野を開いたものとしてその業績は高く評價してしかるべきものではなからうか。猶本文中及卷末資料に多くの統計表がのせてあり、利用者にとってまことに好都合である。

(Reinma, Remer: *Het verval van het Culturstelsel*. 's-Gravenhage. 1955. 189 p.)

グネー 著

## マラータ人の司法制度

深 澤 宏

### 一

周知のように、古代インドは數多くの聖法典や政治經濟論典を生み出した。これらが一貫して強調している點の一つは、若しも社會に法(Dharma)の秩序が存在しなければ、強魚が弱魚を吞噬して憚らない「魚の道理」(Matsyanyāya)にならうとて、世の混亂と破滅が生じるであらう、だから社會にとつて法秩序は絶対に必要であり、これを保護する國家權力も又不可缺少であること云うことである。このように、はるか古代に、極めて強固な法思想と秩序意識が確立したことは明らかであるのに對して、古代インドで實際にどのような法制や法慣行が存在したのかは必ずしも明らかでない。何故なれば、かかる古典に描かれた様々な制度や事態を裏面から實證する史料が、甚だ限られているからである。古代

についてだけではなく、一世紀乃至一三世紀以降の所謂中世についても、そこに實在した法制を如實に示す史料は、少くとも北インドに關しては、一般に乏しいように見える。従つて、諸法典に關する活潑な思想的<sup>(2)</sup>研究と對照的に、古代・中世インドの法制史的研究は、發展のおくれた分野の一つであると云い得よう。<sup>(3)</sup>

然し、少くともデカン地方では、多少異なつた事情が存在する。ここでは、はゞ一六世紀以降の多數の公私文書が蒐集・公刊されている他に、プーナのペーシユワー文庫(Peshwa Daftar)には、主として一八世紀のマラータ王國に關する、膨大な數の公文書が保管されている。ここに紹介する書は、かゝる歴史文書の中から六一六通の既刊未刊の司法文書(うち紛議裁定書三二〇通、行刑指令書二六〇通、宗教的社會的罪過とその贖罪に關する文書四六通)と多數の行政指令書とを選び、それらに基いて、デカンの中世紀、特にマラータ時代の司法制度について試みられた最初の研究である。以下に、その要旨を記し、併せて若干の疑點を示したいと思ふ。

註 (1) 例えば田邊繁子譯「マヌの法典」岩波文庫、昭和二八年、第七章第一三—三五條、及び R. Shamasatry transi.; "Kautilya's Arthashastra", 3rd ed., Mysore, 1929, Book I, Chapt. IV. 一般的には、B. K. Sarkar; "The Political Institutions and Theories of the Hindus", Leipzig, 1922, pp. 194 ff. を参照。

(2) インドの古法典に關する代表的な研究の一つとして、

P. V. Kane; "History of Dharmasāstra", 5 vols., Poona, 1930~58, 58卷編む得た。

(c) 古代インド及び中世北インドの司法制度に關して、少くとも次の研究がある。ただし私は第二番目の本をいまだ閱讀する機会を持たなから。S. Varadachariar; "The Hindu Judicial System", Lucknow, 1946. W. Husain; "Administration of Justice during the Muslim Rule in India" Calcutta, 1934. M. B. Ahmad; "The Administration of Justice in Medieval India", Aligarh, 1941. Muhammad Akbar; "The Administration of Justice by the Mughals", Lahore, 1948.

## 二

著者V・T・クナー氏は、「クナー家の歴史—カラータ・ハラモンの史料」("Gujar Charanyachā Itihās—Karahde Brahmanahochya Itihāsachh Sādhane", 2 vols., Poona, 1944) を發表された後、一九四五年から四八年までデカン・カレッジの研究科に在籍し、本書を學位論文として提出された。その後、インド政府外務省に入られ、現在は、同省歴史局でゴア關係史料を擔當して居られる。

本書の構成は次の通りである。

## I. Preface.

## II. A Glossary of Judicial Terms.

## III. A List of Abbreviations.

## IV. A Select Bibliography.

V. The Judicial System of the Marathas (pp. 1~134).

VI. Appendix A. Analysis of Judicial Documents (pp. 135~262).

VII. Appendix B. Original Sources (pp. 263~388).

## VIII. Index.

附録Aは、紛議裁定書一六一通、行刑指令書二六〇通、宗教的社會的罪過と贖罪に關する文書四六通の分類と分析、附録Bは、未刊の紛議裁定書六三通、行刑指令書一三六通、英文記録二通の全文乃至抜萃である。

「序文」において、(一)本書は、デカンの二回教王國(Ahmadnagar 及び Bijāpur) においてマラータ人が抬頭し始めた一六〇〇年からマラータ王國が没落した一八一八年までにわたつて、司法制度の歴史的發展・構造・機能を提示することを意圖し、(二)司法制度は行政制度の一環であつたから、後者についても検討し、(三)かかる司法制度における古代の傳統の繼續と回教支配の影響とについても時折り言及するが、(四)然し、未開拓の分野であるから、先づ事實を發見して研究の端緒を作り、併せて史料を紹介することを當面の目的とすると述べられている。

(一)

(二)

I. The Background (Early development of judicial institutions A. D. 1300~1650) (pp. 1~25).

II. Judicial Institutions under Shivaji and his Success-

sors (A. D. 1650~1750) (pp. 26~39).

III. Judicial Institutions under the Peshwas (A. D. 1750~1818) (pp. 40~50).

IV. Indigenous Judicial Institutions (A. D. 1300~1818) (pp. 51~67).

V. Law, Procedure, Evidence, Ordeal and other Topics (pp. 68~101).

VI. Crime and Punishment (pp. 102~114).

VII. Police and Prison (pp. 115~121).

VIII. Summary and Conclusion (pp. 122~134).

註 (一)本研究の目次 (Detailed Synopsis) では節・分節の配列記號が必ずしも統一されておらず、その上目次と本文との配列記號も屢々一致しない。それ故、本書を通讀するために、別紙に目次を書き寫して整理し、それと照合しつつ讀むことが必要である。更に、誤植・脱字が所々に見られ、原語のローマ字化も不正確である。

### 三

司法の對象は、(一)土地その他の財産 (mirās) や世襲的權益 (watan) に關する紛議、(二)宗教的社會的戒律に違反する罪過、(三)政府の科する刑罰の對象となる犯罪、に三分類され得た。かゝる三種の對象に應じて、著者は三種の司法機關を示す。即ち紛議に對しては、地方官吏 (Diwān) と人民代表 (Gota) との合同集會である Majlis (又は Panchāyat)、罪過に對しては、バラモン

集會 (Brahmasabha) とカースト集會 (Jātisabha)、犯罪に對しては政府の警察・治安機構である。第一章から第三章までは、回教徒の侵入からマラータ王國の没落に至るまでの、一方で一般行政制度の歴史的變遷を考察しつつ、他方で主として Majlis 及び Panchāyat の發展と構造を検討する。第四章は Majlis における人民代表としての Gota の構造、及びバラモン集會とカースト集會について述べる。第五章で、かゝる司法機關の機能と運用が説明され、第六章では、犯罪に對する政府の刑罰と、罪過に對する宗教的社會的制裁とが考察される。第七章は、防犯及び行刑機構としての警察と獄舎の制度を説明し、第八章は、以上七章の要約と著者の結語とから成る。

第一章から第三章にかけて、著者が主として強調し實證しようとすることは、(一)回教徒の征服以後マラータ王國のシャーフー王 (在位一七〇八―四九年) の末年まで、官・民合同集會である各種 Majlis が嚴存したこと、(二)然るにシャーフー時代の後半になつて、Majlis に代つて、Panchāyat が徐々に發展し、ペーシヤワー時代 (一七五〇―一八一八年) に、前者は全く後者によつて代置されたことである。先づ著者は、Majlis 制度の起源について「(古代の)ヒンドウ諸王の下では、村民達が、公開集會において裁判を行つた。この制度がデカンの回教諸王の下に繼續され、……人民 (Gota) と政府官吏 (Diwān) とによつて構成される(各種の) Majlis が土着の行政制度から發展した」(一〇頁)と述べる。かゝる Majlis は回教時代の行政區畫である Pa-

rgana (縣) / Tarf, Karyati, Samnat (郡) / 及び村單位に存在した。縣と郡では、その地方官と人民代表とが Majlis を構成した。地方官が、王直屬の官吏ではなく、その地を封土 (Jagir 又は Morkasa) として受けた政府高官の代官であつた場合にも、Majlis の構造と機能に基本的な變化はなかつた。即ち地方官の役割は、提訴を受けて Majlis を召集し、それによる裁定を確認し、その執行に責任を負うだけ、Majlis の司會は、Gota の長である世襲郷主 (Deshmukh) が行なつた。村の Majlis は通常政府官吏は出席せず、村長が政府權力を代行した。

然るに既述の如く、一八世紀の中葉を境として、Majlis 制度に代つて Panchayat 制度が發展した。何故司法制度の交替が生じたのか、著者の説明は必ずしも明確ではないが、それを要約すると、(一)二・三代目のペーシユワーが Panchayat 制度を普及させるべく試みたと思える (三九頁)。(二)封土地域の行政は代官によつて行われ、彼らは Majlis を無視し、Panchayat を代置した (一三三頁)。(三)ペーシユワー時代の末年に實施された徵稅請負制度は、土着の世襲役人達の機能を無用にした (五五頁及び一三三頁)。それでは Majlis と Panchayat は構造的にどのよゝに異なつたか。この點に就いても著者の見解は必ずしも明瞭でない。著者は、(一) Majlis は Gota が参加したのに對し、Panchayat の構造は良く知り得ないが、普通は紛議の當事者と同じカースト・職業・地位の有力者達が、當事者又は政府官吏によつて指名され、Panchayat を構成し、(四九頁) (二) Majlis は世

襲役人が司會したのに對して、Panchayat は政府官吏が司會し (八三頁)。(三) Majlis の裁定を有効にしたのはむしろ人民の確保であつて、單に國家權力だけではないのに對して、Panchayat の裁定はそれ自體では効力を有せず、必ず政府權力によつて確認されねばならず (八五頁)。(四)従つて、Majlis に比して、Panchayat では、政府官吏の役割が決定的に大きかつたと云う。

第四章では、Majlis における人民代表 (Gota) の構成が主として説明される。Gota は、世襲的權益の所有者達 (watanadar) / 耕地所有者達 (thalkari 又は mirasdār) / 及び小作人 (upari) によつて構成される。watanadar は Deshmukh (郷主) / Deshpande (郷書記) / Mokadam (村長) / Kulkarni (村書記) / Sete (市場地の長) / mahajan (同書記) など世襲役人 (Deshak) と、村々市場地の手工業者とサービスマン (村では baluta, 市場地では kboom と呼ばれる) を含む。小作人は、出席権を有したが、發言權は持たなかつた。行政區劃に應じて、Gota は縣の Gota, 郡の Gota, 村の Gota などがあつた。縣の Gota は Deshmukhs, Deshpandes, Setes, Mahajans, Mokadams, Kulkarnis, Naikwadis (世襲警備員達) / Balthās, Khooms, Mirasdars, Uparis によつて、郡の Gota は Deshmukh, Deshpande, Setes, Mahajans, Naikwadis, Mokadams, Kulkarnis, Chauglas (村長補佐達) によつて構成された。村の Gota は village community によつて構成され、村長がそれを司會した (六一―二頁)。

土着の司法機關としては、Gota の他に、聖地の聖職バラモン達の集會 (Brahmasabha) とカースト集會 (Satisabha) とがあつた。前者は宗教・社會問題に關する諮問に應じ、又罪過の贖罪を執行した。後者はカーストに關する諸問題を審議し、戒律に違反したカースト員を制裁した。これら土着の司法機關が、回教支配時代においてさえ、侵害されることなく存続したことは注目される。

第五章では、先づ(一)回教支配時代にも、民事問題に關して、ヒンドウ教徒にはヒンドウ法が適用されたこと、(二)法源としては、古法典、慣習、前例の三つが存在したことが述べられる。次ぎに(三) Majlis と Panchayat の集會手續きが説明されるが、兩者の特徴を對比させていないので、前述の如く、兩者の異同は必ずしも明瞭でない。最後に(四)判定の基礎とされた證據には(イ)眞正文書の原本、(ロ)財産乃至權益の長期間にわたる享受、(ハ)證人達の證言、ニ、神の啓示 (Divya) の四つが存在したことが示される。證人に關する説明は簡略に過ぎるが、神明裁判については詳しく解説されている。

第六章で、犯罪と處罰が取り扱われる。處刑罰には三種類あつた。(一)政府による刑罰 (Diwan-danda)、(二)神又はバラモンによる處罰 (Deva-danda 又は Brahma-danda)、(三)カーストによる處罰 (Jati-danda 又は Gota-danda)。(一)について云えば、著者は、犯罪に對して政府の科した刑罰は、政府及びその官吏の協議によつて決定されたのであつて、必ずしも人民代表を含む集會

によつて決められたのではないと述べる。そして中央政府によつて區域内の全權を與えられた地方高官や封土受領者は、犯人に對して死刑や四肢切斷を科することも出来た。それ以下の地方官吏や世襲役人の行刑權は必ずしも明確に規定されていなかった。然し通例彼らは、彼らの裁量で、罰金・打擲・監禁を科することは出来たが、それ以上の刑については上司の指示を仰がねばならなかつた。勿論かゝる刑罰を不當とする者は、直接に中央政府に上訴することが出来た。犯人が逃亡した場合、その父や家族が代つて受刑し、或いはその屬した村やカーストが watan を停止された。いづれにしても、犯罪に關して、家族的・共同體的連帶責任制が存在したことは注目されてよい。

もう一つ注目すべきことは、刑事犯人は、政府の刑罰を受けた他に、神罰をも受けて不淨者となり、更にかゝるものとしてカーストからも追放されたことである。従つて罪人は、受刑後、聖地に巡禮してバラモン集會による淨めを受け、歸郷してカースト員達に饗應して復歸を認めたらねばならなかつた。著者によれば、かゝる三重の處罰は、英領併合當時、この地方には意外に犯罪が少ないと報告せられたことの大きな理由である。

勿論、宗教的・社會的戒律に違反した者も、神罰を受けて不淨となり、従つてカーストから追放され、その後右の手續きを経て復歸を認めたらねばならなかつた。いづれの場合にも、當人の心からの懺悔が必須であつたと云う。

第七章では、(一)地方行政官と世襲役人は、治安・警察機能をも

分擔したこと、(イ)大都市には別に警察署が設立された他、町や村にも世襲の警備員が居たこと、(ロ)城砦の一部に獄舎 (Adabkhanah) 矯正所が設けられ、そこで下級カースト出身の罪人は重労働を科せられ、待遇も出身カーストに応じて異なつたことが述べられる。

最終章における著者の結論の要點は次の通りである。(一)回教支配者は土着の司法機關を承認し、それを支配制度に組み入れたので、ヒンドウの宗教的社會的秩序は侵害されずに存続した。(二)更に、回教支配者が、古代ヒンドウの遺制を繼承し制度化したものとされる watan 及び miras 制度は、異カーストの人々を Gota 制度の中に結合するのに役立つた。(三)マラータ王國の王及び政府は、立法者であつたのではなく、單に權力及び法の象徴として、各種集會の決定を支持し強制するものであつた。(四) Majlis 制の根強さは、その民主的構造と手續きに基いた。(五) Majlis ユーワー時代にそれは崩された。(六)古い司法制度は、その時代の社會的・經濟的・政治的・宗教的諸條件によつて作られた。然るに英領時代、それは無視乃至除去され、代つて英國式司法制度が導入された。それは「生命なき機械」であつたから、百年以上を経た今日なおインド人によつて同化されていぬ。他方、古い社會的經濟的構造は侵害されたのであるから、古い司法制度を復活することも出来ない。(七)要するに、インド人には彼らに固有の社會的宗教的經濟的遺産があるのだから、新制度を採用するに際して、單に西歐を模倣するのではなく、インド人の氣質と傳統に合致する制度を採用すべきである。

## 四

本研究について若干の疑點を記そう。

(一)デカンの回教諸王國の行政區劃について、著者は、Pargana と Mania を共に District を意味するものとして同じ平面で取り扱い、單に、Mania は Konkān 及び Karnāṭaka 地方で用いられた呼稱に過ぎないと云う (一七頁)。果してそうであろうか。兩者は性格を異にする別種の行政區劃であつたのではないであろうか。

(二)同じく回教諸王國について、著者は、官職封土 (Jagir 又は Mokāṣā) の受領者は、その代官として Mutāliq 又は Havāldār を任命したと云う (一二頁及び一七頁)。Mutāliq については疑いない。然し Havāldār をもかゝるものとして理解して良いであろうか。

(三)著者は、Mokāṣā は、回教王國において、イ、官職封土 (又は封藏) ロ、Pargana の行政官職、以上二つの異なる意味を持つたと云う。前者については疑いないが、後者は果して正しいであろうか。

これらの疑點については、別の機會に私見を述べたいと思う。此處では Panchayat についてのみ若干の點を指摘したい。

先に見たように、一八世紀の中葉に Majlis に代つて發展したと云う Panchayat の構造的特徴、それと Majlis との異同について、著者の説明は、必ずしも明瞭ではない。著者の見解は、要するに、Majlis では Gota (一) が主要な役割を演じたのに對し、

Panchayat では人民の役割が副次的となり、政府權力のそれが決定的となつた、と云ふことのものである。然し、Majlis と Panchayat は、果して制度的に異なる別種の司法集會であつたのだろうか、それとも兩者は、呼稱のみを異にする、同じ性格の集會であつたのではないだろうか、と云ふ疑問が存在する。この疑問について、著者の見解に反する二、三の根據だけを示そう。(一) Panchayat は必ずしも政府官吏が召集し司會したとは限らず、又人民の代表者が主要な役割を演じなかつたわけでもない。例えば、一七六一年の一文書に「Gota が集つて Panchayat を行ない」とあり、一七九五年の一文書は「その地域の Deshmukh と Deshpande, 又は隣接諸地域の watan<sup>(6)</sup> 達が watan に關する Panchayat を行なうために、集つて、裁判をする」と述べ、一八一四年において「Deshmukh が…… Panchayat を行なつた」とある。要するに、マラータ王國の最後まで、世襲役人を中核とする人民の代表者達の司法機能が嚴存し、彼らが屢々司法集會を司會したことに疑いない。確かに、Panchayat の裁定はその都度政府官吏の確認を得るのが通例であつたであらう。然しこのことは、その裁定が有効であるために必要不可欠であつたとは思われない。例えば一七八〇—一八一年に或る村長ワタンの紛議を解決するために、村人達 (panidhar) が集まつて Panchayat を開いた場合、その裁定は政府權力の承認を得なくても自動的に有効であつた。

要するに、Majlis と Panchayat との間には制度的構造的相

違は存在せず、兩者は共に、多くの場合政府官吏と人民代表とによつて構成されたが、然し屢々、著者の圖式化に反して、人民の代表者だけによつても構成され、そして或る時は政府官吏が司會し、或る時は世襲役人が司會した、同じ種類の司法集會であり、同様の手續きと強制力と政府の支持とを持つた、同じ性格の裁判集會であつた、と理解すべきではないだろうか。確かに、一八世紀の中葉を境にして、Majlis の代りに、Panchayat が一般的になつたであらう。然し、このことは、司法制度の質的變更を意味するのではなく、單に、一八世紀を通じて一般に顯著な傾向であつたところの、回教用語からヒンドウ用語への交替の一例として、呼稱の變化を意味するに過ぎないのではないだろうか。

以上の他にも、本研究には將來明らかにされねばならない多くの疑點はあり得よう。その上論旨は必ずしも一貫的でなく、又理解に困難な點もある。然しこのことは、中世デカンの司法制度の歴史的發展・構造・機能について、先づ以つて、事實を摘出して研究の端緒を作り、併せて史料を紹介するという、本書の先驅者的價值を特に減殺するものではない。むしろ、困難な史料操作を経て、このようにハンディな形で、從來未知であつた分野を解明され、同時に數多くの貴重な史料を提示された著者の功績は、十分に高く評價されるべきであらう。特に、今後とも著者から種々の教導を仰がねばならない筈の學徒にとつて、著者が學界を去られて官途に入られたことは、矢張り残念なことと思われる。

註 (1) Gota について一言觸れよう。これは著者の云われる

ように、「官 (Dewan) に對置された意味での」民」又はその代表者達を屢々意味したことに疑いない。然し、それは、一方では同様に屢々カースト集團又はその集會をも意味し、他方では、人民の代表者と政府の地方官との双方を含めた集會をも意味した (Vide R. V. Otūrkar ed.; "Peshve-Kali Samajik va Arthik Patrayavahar", Poona, 1950, No. 175)。即ち Gota は本研究において著者が印象しけるように一義的な意味を持つていたのではなく、少くとも三つの異なる意味に使用され、その最後の意味では、著者の提示する Majlis や Panchayat と同じ集會をも意味した。

- (2) R. V. Otūrkar: *ibid.*, No. 128.
  - (3) G. S. Sardesai ed.; "Selections from the Peshwa Daftar", vol. 45, Bombay, 1934, p. 139.
  - (4) R. V. Otūrkar: *op. cit.*, No. 190.
  - (5) G. C. Vad ed.; "Selections from the Satara Rajas' and Peshwas' Diaries", vol. VIII, No. 864, Poona, 1911.
- (Gune, Vithal Trimbak: "The Judicial System of the Marathas—A detailed study of the judicial institutions in Maharashtra from 1600 to 1818 A. D. based on original decisions called Mahzars, Ni-vadpatras and official orders", Deccan College Dissertation Series: 12, Poona, 1953, XXXV+391 p.)

### 前號要目

#### 東洋學報 第四十三卷第一號

##### 論說

- 戰國前期における尚書の展開……………松本 雅明
- 孟子の引文を中心として……………村山 七郎
- 中期蒙古語の諸問題 (上)……………村山 七郎
- 特に小林高四郎博士「元朝秘史の研究」と村山書簡との合致を中心として……………

##### 批評と紹介

- 西晋の田制・賦税に關する近年の諸研究……………越智 重明
- 補農書をめぐる諸研究 (上)……………田中 正俊
- 雲南省博物館編 雲南晉寧石寨山古墓群發掘報告……………市川健二郎
- 金谷 治著 秦漢思想史研究……………山田 統
- 臺灣銀行經濟調查室編 十七世紀臺灣英國貿易史料……………生田 滋
- フオックス著 英國の提督と中國の海賊……………坂野 正高
- 小野川秀美著 清末政治思想研究……………市古 宙三
- エンタコット著 香港史……………内田 直作
- 李 羅 英著 朝鮮民族解放斗争史……………山邊健太郎
- 朝鮮問題研究所譯 古代天山の歴史地理學的研究……………嶋崎 昌
- 松田壽男著 古代天山の歴史地理學的研究……………嶋崎 昌
- ド・ブラーフ著 マタラム王スルタン・アグン (Kuningan) 及びその先王 (Gorontalo) の治世……………永積 昭
- アンサーリ著 ウツタル・プラーデーシュにおけるムスリム・カースト……………高島 稔